

労使間のトラブルで悩んでいませんか？

労働条件に関するトラブルは、労働委員会が解決をお手伝いします！

労働者と使用者の間で起こる様々な労働条件などに関するトラブルについて、自主的な解決が困難になったときに、公平な第三者機関として当事者の間に入り、迅速・円満な解決をお手伝いするのが労働委員会です。今回は労働委員会の制度で最も利用されている「あっせん」についてご紹介いたします。



よりのよい
労使関係の
ために

「あっせん」の対象になるのはどんなトラブルですか？

労働者と使用者の間の労働条件やその他労働関係に関するトラブルです。例えば、

- ・突然、解雇を言い渡された
- ・会社が、給料を払ってこない
- ・一方的に給料が引き下げられた
- ・会社が団体交渉に応じてくれない

などです。

政治的な要求や労働者同士の問題、裁判所で確定・和解・調停などが成立した紛争、国の機関であつせん中またはあつせんが成立した紛争などは、あつせんの対象外です。



「あっせん」とは何ですか？

労働者と使用者との間で労働条件などについてトラブルが起こったとき、双方が誠意をもって自主的に解決することが望ましいことですが、話し合いを続けても当事者で解決できない場合があります。

そんなとき、あっせん員が労働者と使用者の間に入り、双方の主張を聴いて言い分を整理したり、時には説得するなどして双方の歩み寄りを図り、解決の糸口を探しながら円満な解決の手助けをします。これを「あっせん」といいます。

あっせんは、「団体紛争のあっせん(労働組合と使用者)」「個別労働関係紛争のあっせん(労働者個人と使用者)」があります。

あっせんは、労働組合、労働者個人、使用者のどちらからも申請できます。

あっせんの手続は無料です。

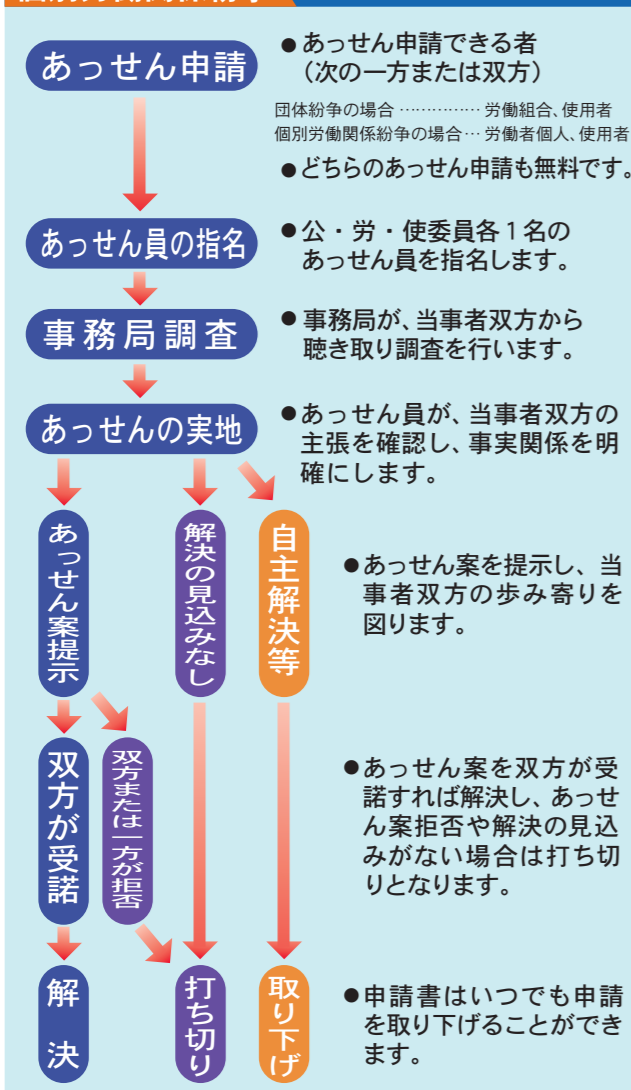
また、あっせんは非公開ですので、当事者のプライバシーは守られます。

十月は個別労働関係紛争処理制度の周知月間です

「個別労働関係紛争処理制度」とは、労働組合のある、なしに関わらず、個々の労働者と使用者との間で起きた労働条件等に関するトラブル、紛争解決をお手伝いする制度であり、「労働相談」「あっせん」などの方法で解決を図っています。全国の労働委員会では一斉に、共通のPRポスター・リーフレットを活用し、制度のPR活動を実施します。

県労働委員会は、全国共同行動のほか、「あっせん」について県民の皆さんに知っていただくため、ホームページ(※県ホームページの検索エンジンで「沖縄県労働委員会」と検索してください)などを通じてPR活動を行います。

団体紛争・個別労働関係紛争 あつせんの流れ

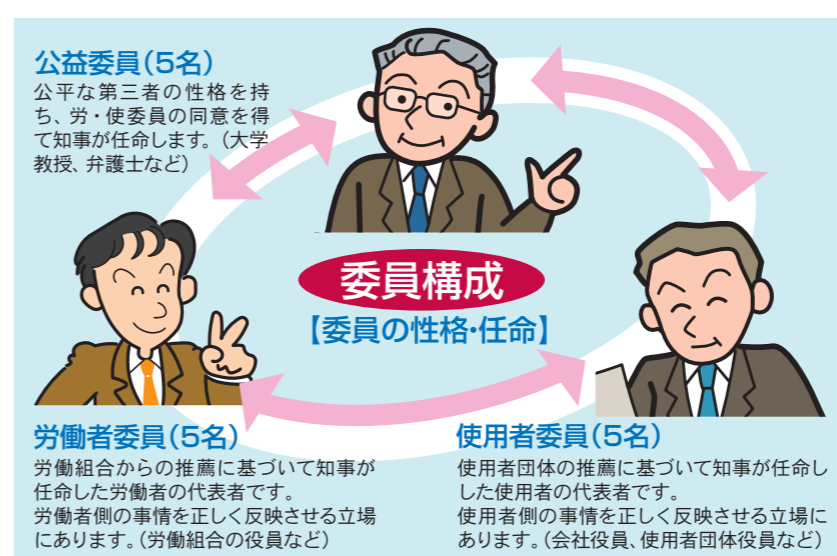


「あっせん員」とは誰のことですか？

「あっせん員」とは、あっせん員候補者名簿に登載されている人の中から、事件ごとに会長の指名を受けた人のことです。

沖縄県労働委員会のあっせん員候補者名簿には、労働委員会の構成メンバーで公益の代表者となる公益委員5名、労働者の代表者となる労働者委員5名、使用者の代表者となる使用者委員5名のほか、事務局職員3名の計18名が登録されています。

通常は公益委員、労働者委員、使用者委員それぞれ一名ずつが指名され、三名であつせんを行います。



労使間の労働条件などに関するトラブルで困ったときは

労働者と使用者の間の労働条件などに関するトラブルについて、自分たちで解決することが困難となり、第三者機関の助けが必要



お問い合わせ 県労働委員会事務局 TEL : 098-866-2551 FAX : 098-866-2554